

# 新型コロナウイルス感染症の対応について

令和2年2月24日に厚生労働省から通知があり、以下の内容に沿って緊急的な対応を行います。

## 1.新たに対応する内容

### (1) 施設職員に関して

- ① 出勤前に自宅で検温し管理者へ報告します。
- ② 施設入館時に再度検温をします。  
※37.0度以上の発熱や呼吸器症状がある場合は出勤停止措置を講じます。

### (2) 利用者に関して

#### ① 入所者

- ・新規入所者及び短期入所利用者  
入所時に検温し、37.0度以上の発熱が無いこと、呼吸器症状が無いことを確認します。
- ・入所者  
37.0度以上の発熱や呼吸器症状が2日以上続く場合は、速やかに適切な診察のもと加療又は医療機関への搬送を行います。  
さらに、37.0度以上の発熱や呼吸器症状が4日以上続く場合には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、その指示に従います。
- ・外出及び外泊は当面の間、原則中止とさせていただきます。

#### ② 通所サービス利用者

利用当日には事前に検温をお願いします。37.0度以上の発熱や呼吸器症状がある場合にはご利用をご遠慮いただきます。また、来設後37.0度以上の発熱が生じた場合には、速やかにご帰宅をお願いします。

#### ③ 利用者の居宅への訪問

職員及び利用者本人や同居する家族に発熱、呼吸器症状が無いことを確認した上で訪問します。

### (3) 委託業者に関して

施設内に立ち入る場合については検温し、37.0度以上の発熱や呼吸器症状がある場合には、施設内への立入を禁止します。

### (4) ご家族等の面会について

- ① 原則として面会をご遠慮いただいております。衣類や洗濯物等の補充やお引き取りは、1階事務所前 及び 3階・4階詰所前 でお願います。  
※ ご利用者とのご面談はお断りしております。
- ② 身体の急変時等、やむを得ない場合は、面会者等の検温を行った上で個別に許可します。

## 2.全般的に注意すること

- (1) マスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケット、アルコール消毒等の徹底をお願いします。

**※ 施設においてもマスクの在庫がございませんので、各自ご持参くださいますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。**

- (2) 職員において過去に発熱が認められた場合、解熱後24時間経過し呼吸器症状が改善するまで出勤させません。

- (3) 発熱や呼吸器症状がある利用者を施設内で加療する場合、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」のインフルエンザの項に準じて対策を講じます。

具体的には、

- ・疑いがある利用者等は原則個室に移します。
- ・個室が足りない場合には、同じ症状の人と同室とします。
- ・疑いのある利用者ケアや処置をする場合には、職員はN95マスクを着用します。